

日本の教会の戦前・戦中の歩み

国家神道の圧制のもとで

油井 義昭

はじめに

一九九五年、日本福音同盟は「戦後五十年におけるSEA声明」を出し、日本の教会の戦前・戦中の罪責、戦争協力の罪を認め公に告白した。長い間福音派諸教会は自らもその一員である日本の教会の過去の歴史を自らの歴史として捉えることを怠ってきたきらいがある。自らの属する教会が日本の教会の歴史に密接に繋がっているとの認識が少なかつたように思ひ。

日本の福音派の信仰のルーツはプロテスitanト宣教の始まりにある。キリストン禁制の高札の撤去の運動を起ししたのは万国福音同盟会（WEA, World Evangelical Alliance、世界福音同盟 WEA の前身）であり、横浜公会の公会主義の基本となったものは万国福音同盟会の基本信条である。一九九五年六月ベルギーのブリュッセルで開かれたWEA信教の自由委員会によるSEAの罪責告白（英訳）を携えて行つた時、日本の宣教の門を開いてくれた万国福音同盟

会のこと、その後の一三〇年の歴史、日本の教会の戦前・戦中の万国福音同盟会との関係の断絶、そして戦後五十年のJEAの罪責告白がWEFとの関わりの中で公にされた意味を考えたことである。

以下この小論で、第二次世界大戦のさなかに起った日本の教会の政府への屈服はその時初めて起つたことではなく、明治維新、宣教開始の時点に萌芽があり、その時代その時代に政府にすり寄つてキリスト教を認めてほしいとの動機から出たものであり、その頂点が戦時中の戦争協力であつたことを見ることにしたい。

一 国家神道の形成と日本の教会

横浜公会

日本のプロテスタント宣教と教会形成の開始はキリスト教禁制下の中でなされた。米英の宣教師達は、佐幕派の武士階級出身者を捉え、横浜、熊本、札幌バンドの成立によつてプロテスタント教会の基礎がおかれた。⁽¹⁾ 一八六八年の明治維新は神道革命であつた。この年王政復古に基づく祭政一致が打ち出され、神祇官再興の布告、キリスト教禁止、神仏分離令が出された。一八七二年教部省の発令した「敬神愛國・天理人道・皇上奉戴」の教則三条を基本原則とする国家神道政策が打ち出された。国家神道は明治維新よりアジア太平洋戦争の敗戦に至る約八〇年間にわたり、宗教界はもとより、国民一般の精神生活を全面的に統制支配することになるが、政治的に創り出されたものであつた。⁽²⁾

これに対し宣教師達は信教の自由、政教分離を唱え、外交手段に訴えてキリスト教禁制撤廃に尽力した。草創期の

キリスト者達は、唯一神信仰の故に、偶像崇拜を拒否し、十戒厳守を誓約した。一八七二年三月設立の横浜公会は教会規則に、「皇祖土偶の廟前に拝跪すべからざる事」（出エ二〇・三・五）、「王命と雖も道の為には屈従すべからざる事」（使徒四・一九）、「父母血肉の恩に愛着すべからざる事」（マタ一一・四八）を掲げた。これは「敬神愛國」「皇上奉戴」をもつて国民教化を目指した教部省の方針に逆行するものであり、諜者安藤劉太郎は、この教えが拡がれば、皇道や国体は倒れるだろう、と憂慮した。少なくとも、それは天皇制がよつて立つ宗教的性格に挑戦し、これを切り崩そつとするものであつた。しかし横浜公会は数ヶ月後に「宜く和平端正にして人を教へ、君長を尊敬し、父母に孝順に、公法を守るべきなり」と公会規則に掲げ、キリスト教が日本に有害でないことを説明することになつた。さらに七四年に採択された京浜・阪神の「日本基督公会条例」にはこれに類する条項は消滅した。神社問題や家族問題は決してなくなつたのではないのである。社会生活と信仰生活の分離はすでにこの時より始まつてゐる。⁽³⁾

自由民権運動とキリスト者

プロテスタント教会は自由民権運動の台頭と共に運動を支持した。政府はキリスト教の社会倫理に不安を持つとともに警戒した。弘前のキリスト者本多庸一は、元津軽藩士で自由民権運動に関わった。彼は信仰に入つたが、それと同時に祖国のため、祖国を先進諸国と同じ水準まで引き上げたいと願つたからである。このようにキリスト教が彼のナショナリズムに衝撃を与えた。それを洗い直すことなく、むしろそれを培養するような働きをした。彼はキリスト教こそ新しい日本の精神的基礎であると主張した。しかしその意味は、天皇を中心として形成されようとする立憲君主国家の教學としてキリスト教を位置づけようとするものであり、キリスト教を天皇制イデオロギーより自立させる思想などは彼になかつたのである。⁽⁴⁾

帝国憲法・教育勅語と家族制度イデオロギー

一八九〇年に制定された帝国憲法は、日本が「万世一系の天皇」の統治する国であり、その天皇は「神聖にして侵すべからず」の存在であり、立法・行政・軍事にわたる広範な大権をもつとした。国家神道とともに、次第に充実しつつあつた学校教育が天皇制イデオロギーの宣伝機関となつた。その学校教育の基礎とされた教育勅語（一八九〇年）は、万世一系の天皇の徳治と臣民の忠孝を国体の精華とし、古今東西に通すると称する諸徳目を挙げ、その実行により天皇への忠誠を尽くすべきことを唱えた。

教育勅語の思想的背景をなしたのは家族制度イデオロギーである。自由民権運動に対抗して、政府は権力を掌握するために儒教的な家族道徳による教育政策を推進し、一八七九年に「教学大旨」を公にし、自由主義教育政策に対抗するため儒教的強化政策をとつた。一八九一年の修身教科書でより発展した形をとつた。特に、(1)親の身分が尊貴であるという身分上の隔絶、親に対する最大の敬意の義務、親の命令への絶対服従の義務を教え、(2)親子関係を天皇と国民との関係に類推して天皇の「親心」を強調し、(3)また天皇と国民との関係を同族集団の関係だとする擬制によつて、国民の宗家たる天皇への忠を基礎づけた。こうして権威主義的な旧武士層の道徳を新たな権力支配の道具へと再編成したのである。⁽⁵⁾

一九一一年の教科書には次のようにまとめられている。「我が国は家族制度を基礎とし國を挙げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是をして忠孝は一にして相分れず」（高等科第三学年用一一課）。⁽⁶⁾ こうして上なる者への恭順は日本社会の柱となり、國家神道の倫理はここに入つた。キリスト教が日本の社会に入ってきた時、まず問題とされ攻撃されたのは、キリスト教が「親不孝」を教えるので日本の社会の基盤である家族制度と相容れないといつ点であつたし、入信の障害となつて再編成したのである。⁽⁵⁾

たのも家族制度であった。聖書は家族関係を、上なる者への恭順としてではなく、キリストを信じ、キリストに仕え、キリストを信ずる信仰に基づき深い人格関係のあるものとしてとらえている（マタ一一・五〇、コロ二・一八一二）キリスト教信仰は「孝」の前提をなす社会関係の否定であるだけに攻撃を受けることが決定的であつた。それ故、日本社会は自己の存立の基礎を脅かすものとして、この革命的なキリスト教に強硬に反対した。キリスト教は、天皇制国家としての神国なる国家体制を脅かすものとして邪教視された。⁽⁷⁾

教会は憲法第一八条の信教の自由を喜び迎えた。しかしその第一八条こそはやがてキリスト教弾圧の拠り所となつていった。一八条には「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て」という条件がついていた。⁽⁸⁾ 二八条は信教の自由を基本的人権として保障するものではなく、天皇制国家の秩序を守り、臣民の義務を果たす限りにおいて付与された。だからその条件にふさわしくないと判断すれば、この保障はいつでも取り去ることが出来た。確かに、それ以来キリスト教は政府の抑圧や社会の危害を受けたとき、この条項を盾として立ち向かった。その結果、彼らは信教の自由を天皇の恩恵の賜物と考えた。「信教の自由……憲法に掲げられ、上帝に事つることを得たり。キリスト教徒は深く陛下の聖徳に感戴す。」（植村正久「天長節」『福音新報』一八九四年一一月一日）。そうなると信教の自由を確立することが、民衆のためというよりも、これを付与した天皇の恩恵に報いるためであり、これを守ることが臣民にふさわしい生き方になる。あるいは信教の自由が失われそつになると、天皇制国家の保護を求め、これにもたれかかることにもなる。戦時下のキリスト教界の大勢は、いじうとう姿勢で宗教団体法に対応していったのである。⁽⁹⁾

内村鑑三不敬事件、宗教と教育の衝突

教育勅語の渙発は後に国家神道の精神的基礎となるが、キリスト者が天皇制絶対主義への鬭いと屈服につながつて

いく茨の道を暗示した。一八九一年東京第一高等学校において起った内村鑑三の勅語挙げ拒否の不敬事件はプロテスタンント教会と絶対主義天皇制国家との鬭いの山場であった。一八九三年、皇室中心主義と仏教信仰の結合理念による井上哲次郎の「宗教と教育の衝突」はキリスト教排撃の運動として展開された。井上の論点は、(1)日本の教育は教育勅語が基礎である。(2)教育勅語は国家主義で基督教は世界主義で国家主義でない。愛に差等ないと説くのではなくて、国家に執着しない。君父の上に天父あり耶穌ありと説く故に忠孝主義に反す。(3)故に耶穌教と教育とは衝突するといつものであつた。井上の言葉は日本教育界に大影響を与えた。大半がキリスト教を敵視するに至つた。ここで注目すべき点は、従来キリスト教徒は人倫の大道に背き社会秩序を乱す者として非難されてきたが、天皇制の確立に伴つて力点が「國体に反する」という所に移つていったということである。⁽¹⁰⁾

一八九九年文部省は訓令第一二号を発した。訓令は私立学校に宗教教育や儀式を行う自由を禁じた。この訓令は、教育と宗教の分離という近代教育の原則を巧みに利用し、キリスト教系私学にも天皇制教育を注入することを目的としていた。「教育と宗教の衝突」論争においては、天皇制権力は背後に隠れていたが、今や公然とその権力をもつてキリスト教学校の中からキリスト教を放逐し、全国の教育をその手中に握ろうとしたのである。聖書をもつて德育の基礎とし、キリスト教によって建てられていたキリスト教学校は、その存立の意義を奪われざるを得ない。明治学院を始めキリスト教諸学校は事の不条理を当局に訴えたが、聞かるべくもなかつた。麻布中学や立教中学はやむを得ずこの訓令に従つこととしたが、同志社、明治学院、青山学院は訓令の不条理に屈伏することを潔しとせず、名称を普通学校と改め、これによつて生ずる多くの不利益をも忍んで、自己の立場を守つたのである。文部省がこの訓令を緩和するに至つたのは三〇年後の一九一八年であった。その後にはキリスト教がこの三、四〇年の間に次第に天皇制と妥協し、その批判の刃をぶくしてきたので大丈夫との確信を政府がもつたからである。⁽¹¹⁾

政府の圧倒的攻勢に対し、一八九〇年代の教界の大勢は、キリスト教信仰が日本の國体とどのように矛盾しないかということを弁明し、弁証した。そして自己弁解を繰り返すうちに次第に天皇制に迎合していく。新神学による混乱もあつて教会の教勢も沈滞していった。プロテstanント教会は進歩的思想を持ちつつも基本的には、絶対主義的天皇制支配体制の政治的・思想的枠内に包摂されるに至る福音的信仰の挫折の過程であった。それ故に、その信仰における闘いと妥協は、キリスト教の本質の質的变化を伴つものであつた。⁽¹²⁾ 正統主義信仰からキリスト教徒を離反させた新神学は日本の信徒に国家主義、天皇制と結合する自由を与えた。横井時雄はその後日本のキリスト教を強調し、海老名弾正は神道的キリスト教を説くなど、種々の日本のキリスト教を説く者が現れたが、それらの人々の殆どすべては自由主義神学と密接な関係をもつていたのである。⁽¹³⁾

日清戦争と教会の戦争協力

キリスト教は日清戦争（一八九四・九五年）に協力した。日清戦争は開国した日本が引き起こした最初の対外戦争であり、国際関係も有利でなく、国民の間に極度の緊張感や不安があつた。その中でキリスト教は積極的に戦争協力を推進していく。なぜこれほどまで戦争協力に懸命であったのだろうか。

日清戦争以前の論争が教育と宗教との関係を主題としたのに対し、日本の最初の戦争の危機は問題の焦点を国家と教会または宗教との関係に移行させた。しかも外からの非難攻撃とそれに対する反駁議論をいう形から、みずからの立場の具体的表明という形に変わらざるえなかつた。

キリスト教の指導者は、戦争協力という方法で天皇制に対する忠誠競争に参加した。彼らは情宣活動、軍隊への慰問使の派遣、遺族の慰問に励んだ。彼らはこの戦争を朝鮮独立と東洋平和のための正義の戦争と確信した。本多庸

一は同志会を結成し戦地の軍隊慰問を敢行した。彼は国家の一大事に際し、キリスト教の勢力を結集して、天皇制國家に奉仕することを当然と確信していた。このような忠誠意識は佐幕派士族出身者の多かつた当時のキリスト教指導者に共通のものであり、彼らの戦争協力は初めから備えられていたのである。⁽¹⁴⁾

日本のキリスト教が大挙してみずから天皇制にすり寄つて行ったのは、この日清戦争に始まる、と思われる。内村鑑三のような、天皇制イデオロギーと激突し、袋叩きにあつた人でも、あの戦争を正義の戦いとしてとらえた。しかし彼は戦争のために受けた民衆の悲惨を目の当たりにし、國家の横暴を見たとき、自分の判断の誤りに気がついた。日清戦争を国権の維持、拡大、アジア覇権のための戦争と初めから決めていたのは陸奥宗光や山県有朋といった天皇制官僚であった。⁽¹⁵⁾

II 国家神道体制の確立期と日本の教会

日露戦争と教会の戦争協力

日本は脱亜入欧の道を歩み、歐米列強の帝国主義的競争の間にあつて極東の憲兵になり、日露戦争（一九〇四年）に突入した。この時、日本基督教会と日本組合教会は、日清戦争の時と同様に、さらにミッションよりの独立自給、戦争協力を推進した。またこの戦争の余勢を駆つて、多年懸案のメソジストミッショニズム系三派合同が実現し、日本メソジスト教会が生まれた。その合同総会（一九〇七年）で決まった宗教箇条に、ローマ書一三章を天皇制に対す

るキリスト者の中誠を証拠立てるに恣意的に解釈して「我等は天皇を奉戴し、國憲を重んじ國宝に遵う」といつ箇条を入れた。日露戦争に至つて教会の指導者達は、戦争觀に即して國家権力とキリスト教との関係についての自己の見解を明示するに至つた。最も熱心に国家と協力して戦争是認を唱えたのは本多庸一であり、これに和したのは井深梶之助であつた。また最も強く非戦論を唱えた人は内村鑑三である。一九〇五年本多と井深は外国の大会に出席のため渡欧したが、政府より義戦宣伝民間使節の資格を与えられた。⁽¹⁶⁾

このような方法でキリスト教は天皇制国家における位置と使命を自覚するようになつた。天皇制国家にとってキリスト教はもはや有害な宗教として排除するのではなく、有益な宗教として利用する対象になつた。そつするうちにキリスト教は懐を深くしていった天皇制のゆるやかな裾野の中に包摂されていった。⁽¹⁷⁾

大逆事件（一九一一年）とキリスト教

やがて政府は、日清戦争・日露戦争に勝つた力にものを言わせて、日韓併合を強行し（一九〇年）、次第にアジア侵略を推進する。日露戦争後、社会主義者の存在が脅威になった時、政府は平和的態度で反対者に心する余裕を失つた。明治政府にとつてキリスト教は後続の社会主義、無政府主義、唯物主義などと共に、日本の民族主義に敵対する勢力の一環とみなされ、ついに大逆事件において、キリスト教徒も天皇の暗殺計画に加担していたかのように演出され、新村忠雄、大石誠之助などが処刑され、すでに進歩的政治の影響力を失いつつあつた教会は、最終的な方向転換を行つて、政治的・社会的現実とは切り離された宗教的世界に閉じこもることになつたのである。キリスト教に関する限り、政府の押さえ込みはほぼ成功した。教会はこの不当な弾圧を傍観し、沈黙したことによって国家権力と教会との距離が急速に縮まつた。⁽¹⁸⁾

三教会同（一九一二年）と朝鮮伝道

一九一二年、政府は神道、仏教、キリスト教の代表者を招いて「三教会同」なる会合を開き、政府への協力を要請した。三教はそれに応えて「我等は各教義を發揮し、皇運を扶翼し、国民道德の振興を計らん事を期す」と公言・誓約した。ここにキリスト教会は絶対王主義的天皇制国家の支配の枠内においてのみその存在を許容されるに至った。これ以後の教会の歴史は次第にその性格が「国民道德の振興」よりも「皇運の扶翼」へと変化した歴史と言えよう。教会は三教会同によって政府の思想導導の真に使われるようになつた。それを最も端的に示したのが、一九一四年から組合教会の行つた朝鮮伝道であった。政府は植民地の支配に苦慮していく中日本教会が朝鮮伝道をすることを希望していた。こうして一九一四年、寺内正毅朝鮮総督は、総督府の機密費から組合教会に対して匿名寄付を行い、同教会による朝鮮伝道を援助した。⁽¹⁹⁾

国家権力と妥協した教会は、植民地において植民地政策に奉仕するようになり、宗教本来の使命を裏切ることになるのである。この伝道は、日本の教会の歴史にとって名譽あることではなかつた。

朝鮮の三・一独立運動（一九一九年）

一九一〇年代前半と二〇年代後半の天皇代替わり儀式は、万世一系の天皇の神種性とその繼承の確実性を国内外に誇示した。三教会同で皇運扶翼を表明したキリスト教は、平癒祈願、天皇の遺徳の贊美、即位式と大嘗祭のキリスト教的意義づけ、キリスト教関係者の叙位叙勲に対する感動という形で対応した。

朝鮮では第一次世界大戦（一九一四—一八年）後の一九一九年三月に三・一独立運動が起つた。これは朝鮮民族全体の日本の統治に対する応答であつた。朝鮮総督府と官憲はこの朝鮮民衆の非暴力の運動に対し武力で弾圧した。運動

動参加者一〇二万三〇九八人、死亡者七、五〇九人、逮捕者四六、九四八人、毀焼教会四七である。さらに一九一三年九月一日に関東大震災が起つたとき、日本軍部は流言を流し、六千人をこえる朝鮮の人々を日本人の手で虐殺させたのである。⁽²⁰⁾

この一九一九年から二三年にわたる朝鮮の人々の苦しみの声に日本の教会は個々の例外を除いて、応えたとは思えない。三・一独立運動に対して組合教会は一九一九年四月に「時局運動宣言」を公にし、独立運動を起こすような思想・行動を「矯正」し、「偏狭頑迷なる信仰」を排し、「健全なる信仰」を育成したいといつのである。要するに組合教会は三・一独立運動を予断と偏見でとらえ、官憲の唱える秩序維持に奉仕していたのである。⁽²¹⁾ 日本では一九一四年九月五日賀川豊彦・小崎弘道らは朝鮮人及び中国人虐殺懲悔祈祷会を東京基督教青年会で開催しただけで、教会側の抗議の声は殆ど聞かれなかつた。⁽²²⁾

III 国家神道による思想統制・宗教統制と教会

治安維持法（一九一五年）

第一次大戦後の経済恐慌に見舞われると、日本政府はその支配を維持していくために、日本共産党をはじめとする革命勢力に苛酷な弾圧を加えるようになり、本格的なファシズムの時代を迎えるようになつた。一九一五年、帝国議会で治安維持法を可決、「國体を変革又は私有財産制を否認することを目的」とする結社と個人は、一〇年以下の懲役または禁固に処するといつもので、一九一八年には、「國体変革」の最高刑は死刑または無期懲役に改められた。

「国体」という言葉がはじめて法律のなかに登場、これがその後の思想統制に巨大な魔力を發揮することになる。後に宗教たちが、そして朝鮮での神社参拝拒否者の投獄はすべて不敬罪かこの法によってなされた。⁽²³⁾

宗教法案をめぐって

政府は、国民を神權天皇制のイデオロギーに「善導」する方針を強化し、その国策遂行のための思想統制の一環として、宗教統制を目的とする宗教法の制定を企て、一九一六年「宗教制度調査会」を設置した。宗教法案は明治以後の歴代政府の課題であった。その前提となる理念は帝国憲法第一八条の「日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」である。最初の宗教法案は一八九九年に山県内閣により議会に提出された。その第九条に「宗教の宣布の事項に關し、安寧秩序を妨げると認むる時は、変更若は取消を命じこれを禁止するを得」とし、第一四条は主務官庁に対し宗教団体は報告の義務のあること、主務官庁は命令・処分が出来るといし、第三六条に「主務官庁は安寧秩序を害すると認むる者に対し教師たることを停止し又は禁止することを得」とある。しかし仏教、神道の側からの反撃に遭つて成功しなかつた。しかし政府は一八七三年より、天皇の祖先神を祭る伊勢神宮の国営化を図り、神宮費を國庫負担として支出し、神宮司庁から伊勢神宮の大麻を全国の家々に配布することを許した。こうして神道が宗教であるにも拘わらず、「神社は國家の祭礼であつて宗教ではない」と神社を宗教から分離し、日本国民としていかなる宗教を信ずる者も神社、特に伊勢神宮に対する崇敬は、国民の義務として遵守すべきことを示した。宗教法案の「安寧秩序」の本質はこのようなものであった。こうして信教の自由は、具体的には国民に対する神社参拝・天皇崇拜の強制という政治的圧力の中で次第に剥奪された。

それから一〇年後の一九一七年第一回の「宗教法案」が議会に、一年後の一九一九年には議会に三度「宗教団体

法案」と形を変えて提出された。プロテスタント教会においては、主として日本基督教会等の反対運動により、また仏教徒からの反撃もあってこの法案は貴族院で審議未了に終わつた。

ところがキリスト教界の他の人たち、主として日本メソジスト教会を中心とする人たちのなかには、この法案に多少の不満はあるても、賛成する人たちが多くた。もしこの時に、日本の教会全体が一致してこの法案に反対することができたら、戦時中でも、もう少し毅然とした態度をとることができたかもしれない。その意味でも、政府の意図と、ファシズムの実態に対する認識を誤つて、この法案に賛成した人たちの責任は重大である。法案に賛成した人々は、かつての三教会同を歓迎した人たちと、全く同じ系譜に属する人たちであった。⁽²⁴⁾

神社問題をめぐって

満州事変から日中戦争へと戦時体制が強化されるに従い、思想・宗教統制が厳しくなつた。それは独占資本、官僚と結託した軍部ファシズムによつて強行され、天皇中心主義、皇道主義、國体明徴を理念として掲げ、その顯在化の拠点として神社崇敬を唱道、神社を表舞台に押し出したのであつた。一九三〇年、神社神道を宗教から完全に分離して超宗教性、すなわち国家的宗教性を付与し、これを制度化しようとして、浜口内閣は「神社制度調査会」を設置した。これに対し、当然キリスト教会、仏教徒からの反対運動は生じたが、その運動は諦めムードの中で次第に衰弱していった。政府が国民に神社参拝を強要したとき、この強硬な政府の決意の前に、教会はこれと戦つことを避けてしまつたのである。⁽²⁵⁾

一九三二年日本のカトリック教会は、文部省に、神社参拝は宗教的意義のものか、愛国的意義のものかについて照会をおこなつた。これに対して文部省は神社参拝は愛国的意義によると回答し、それ以来カトリック教会は、信徒の

神社参拝を認めるようになった。プロテスタント教会の場合は、教会全体としての決定はなかつたが、個々の立場で、それ適当に順応していった。時代が進むにつれて、政府は神社に参拝しない者は、臣民たるの義務に背くものと断定するようになり、帝国憲法によつて保障された信教の自由は、ついに神道を国教として認めた者にのみ与えられる自由にまで転落してしまつた。一九三三年に起つた美濃ミッショն事件（関係生徒の伊勢神宮不参拝故の地域の圧迫）の時、日本の諸教会が美濃ミッションの信仰の姿勢を擁護して立ち上がつていたら、日本の教会の歴史は大いに違つていたであろう。⁽²⁶⁾

植民地朝鮮では総督府が一九一九年に朝鮮神宮を建て、神社と教育機関を通して皇民化教育をおこなつていた。一九三〇年代にはいつて日本が大陸侵略を再開すると総督府は神社参拝を諸学校に強要した。三五年に平壤で崇実専門学校校長マキュー、崇義女学校校長スヌークは神社参拝を拒否したために、校長職を解任された。総督府は最後に一般民家にまで神宮大麻を強制販売し神棚を設置させ、毎朝これに参拝するよつに強要した。

総督府が韓国教会に神社参拝を強要し始めたのは一九三八年からであつた。三八年六月に日本基督教会大会議長畠田満は、朝鮮の長老派教会の招きで巡回し、平壤では、神社非宗教、神社参拝は国家の祭祀として国民に要求されないと主張した。これに対して朝鮮側は朱基徹をはじめとしてねばり強く反論した。総督府は第一七回朝鮮耶蘇教長老会教会総会に圧力を加え神社参拝を決議させた。⁽²⁷⁾ なお反対運動を続けた朱基徹ら一千名のキリスト者は投獄され、朱ら五〇名は獄死した。

韓国教会は宗教団体法案に対する強力な反対運動を行つた。このことは、当時の韓国教会の生命力を立証したといつて意義を持っている。朴寛俊長老は一九三九年日本の政界の要人および帝国議会に請願するため、神社参拝拒否運動を行つていた安利淑を伴い、日本に渡航した。そして宗教団体法を審議していた第七四回帝国議会席上に次の

内容の抗議文を投げた。第一、宗教法案制定反対、第二、国教を神道からキリスト教にすること、第三、神社参拝強要などの悪報実施と良心的教職者の投獄を撤廃すること。韓国教会の公式的宗教団体法反対運動はなかつた。⁽²⁸⁾

日本的キリスト教とSCM（学生キリスト者運動）

一九三五年以後の超國家主義の時代に提唱されたのは日本的キリスト教であった。それは、(1)皇國（みくに）と聖書の御国（みくに）の発音上の一致に着目し、皇國日本の大陸進出に協力することが、御国に尽くす道であるとした。(2)天皇とキリストの同一視。(3)古事記、日本書紀を旧約聖書に代える。(4)旧約特にイザヤ書に、日本民族の使命（日本民族こそイスラエルを回復するものであるという使命）が記されているとし、日中戦争をもつてその使命達成のための戦争としたものである。なぜこのようなキリスト教が生まれたのか。

明治以後に日本人が摂取した西歐的なものは一種上塗り的な粉飾に過ぎず、何か機会があれば、その底にある伝統思想が噴出していくのである。⁽²⁹⁾ これはキリスト教についても言える。一應はキリスト教を受け入れても、伝統思想（國粹思想）が止揚されず、沈澱しているため、ナショナリズムの台頭期になると、意識の底から噴出してくる。二種類の人々が日本のキリスト教になった。第一は自由主義神学の人で、金森通倫、海老名彈正、横井時雄、椿真六、原茂吉、佐藤定吉、今井三郎などである。第一は敬虔主義的な人々である。彼らは正統教理よりは聖書や敬虔を重んずる。例えば、日本人は日本精神の体得者でなければならぬが、罪人のままでは不可能である。信仰によつて義とされ、きよめられてはじめて、眞の日本精神の体得者となる。こういう仕方でキリスト教と日本精神が結合したのである。⁽³⁰⁾

こののような日本のキリスト教の性向から帰結されることは、日本においては国家に対峙するものとしての教会が、

実体として形成されたこともなく、意識されたこともない」ということである。そして、教会がそのようなものとして形成されない場合には、教会が国家に対して取る態度は、國家の問題などは世俗の事柄として、自らは宗教的領域に逃避し、そこにとどまつて「宗教化するか、あるいは国家の領域に没主体的にのめり込んでその一部となり、世俗化するか、のいずれかである。そもそも「教会と国家」という問題意識そのものがなかったのである。そのような日本的キリスト教の姿が最もみじめな形で暴露されたのが国家神道全盛時代における教会の姿であったと言えよ。

SOCMは広義に解釈すれば社会的キリスト教運動であるが、狭義に解釈すれば、この運動を主体的に担つたYMC

Aの学生たちの集団である学生キリスト者運動を指す。この運動は一九二八年にエルサレムで開催された、この世の王国の挑戦に対するキリスト教陣営の再建と、現代における福音宣教の使命達成を目的としたエルサレム宣教大会がその出発点である。⁽³²⁾

しかしSOCMはマルキシズムの影響を受け、一九二八年より三二年にかけて展開されたが、歴史哲学と終末論を欠く極めて理想主義的なものであり、しかも現実の教会より大きく遊離していたために挫折した。おりしも二八年、二九年の日本共産党に対するすさまじい弾圧があったことも大きく影響した。挫折の原因の一つは、キリスト教会の支持を受けることが出来なかつただけでなく、SOCMの実践に対して、教会は除名をもつて応えたことである。⁽³³⁾ 教会はこの時ファシズムには従順になり、共産主義を批判し、共産主義者の弾圧を傍観した。市民的自由の確立していくい社会にあつては、共産主義をやみくもに批判することが純粋の道ではなく、彼らと協力して市民的自由の確立に努力することこそ、信仰の純粹性を保つ道であったのではなかろうか。⁽³⁴⁾

日本基督教連盟と教会合同への動き

日本基督教連盟（以下「連盟」と呼称）は一九二三年に発足したプロテスタント基督教各派・団体・各派ミッションを包含する、連合組織である。プロテスターの連帯の組織として一八八五年に作られた日本基督教徒福音同盟会、一九一一年に結成された日本基督教會同盟があつたが、連盟はその理念を引き継いだのである。これらの組織はその時代に教会合同の道を探求し、その精神を継承してきた。一九〇六年に日本基督教徒福音同盟会において、教派合同が提案され、各教派から二五名の委員があげられた。さらに一九一一年には教派合同期成同盟が作られた。しかし合同が容易に実現しないため、教派間の連携をさらに密にする目的で日本基督教會同盟が作られた。その後連盟において一九二五年に合同機運促進調査委員会が作られ、全プロテスターの合同への具体的な調査研究が開始され、一九二九年には「日本基督教諸教派合同基礎案」が発表された。⁽³⁵⁾

連盟はまた、一九二九年に「神社制度調査会」に対して、宗教団体法案に対する「神社問題に関する進言」を諸教派諸団体の連署で提出した。(1)神社は宗教か否かを明示せよ。(2)神社を宗教圏外に置くな、祈願、祈祷及び神札護符の授与、葬儀その他の宗教的行事を廃せよ。(3)直接、間接に神社の宗教行事を強要すべきではない。(4)生徒の参拝や神棚問題を起こさぬよう。(5)帝国憲法の保障する信教自由の本義を明示せよ。これが結局、キリスト教側としての、神社に対する最後の抵抗であり、それ以後の連盟は政府への接近を強めた。

一九三〇年代になると、連盟の主張は次第に変貌した。満州事変を機に連盟は転換期に立つた。一九三三年に美濃ミッション事件が起るが、連盟は「神社問題に関する進言」を繰り返し、一九三二年の上智大学靖国参拝拒否事件を紹介、カトリック上層部の意向で、神社非宗教の線で解決済みと伝えている。また連盟総会はしばしば政府当局者を招待し、挨拶を受けた。一九三三年の総会に出席した文部省当局者は、國体の本義の自覚、国民精神作興の必要性を強調し、キリスト教の日本化を促した。一九三六年の総会ではキリスト教が教育勅語を実践し得る力を示すこと、

当局の神社非宗教化の趣旨に従つて神社参拝をすすめることを唱えた。一九三六年の一・一六事件の時には、連盟は政府の意向に気を配り、政府の側に立つて、その国策を補完するキリスト教を民衆に向かつて語るという姿勢になつた。一九三七年に国民精神総動員連盟ができ、連盟も加盟し、軍國主義国家権力の下請け機関化した。連盟は皇軍慰問事業を開始した。連盟は皇国史觀に共鳴し国体とキリスト教精神は一つであり、国体を継承し、大和民族独自の使命を遂行し、外国に対し、政府のために日本の日中戦争参戦の正当性を弁明した。⁽³⁶⁾

やがて一九三八年政府が宗教団体法案に向け始動する。その一月発足の連盟法案研究会はあわただしく四回の会合を開いた。文部省宗教局長らの説明後、「緊急委員会」では富田満の説明と修正案に全面賛成する。既に一月連盟時報「宗教法案の検討に関して」は、今回は連盟中心に歩調を合わせること、非常時局にあちこち統制ない意見は不可で、当局と強調合作の宗教発展の道を選びたい、とした。このように連盟は当局の命ずる戦争協力と挙国一致のための宗教団体法という国家神道政府が長く待ち望んでいた法律の制定に道を譲つてしまつたのである。宗教団体法は宗教の国家支配の本質を暴露したものであり、宗教はファシズムに捕らわれ、籠の中の鳥になったのである。⁽³⁷⁾

IV 国家神道最盛期と日本基督教団の成立

皇紀二千六百年奉祝全国基督教徒大会

一九四〇年、神祇院が設立され、これにより、国家神道は各宗教の上に君臨して国体の教義の普及に総力を投入することになった。こゝして国家神道は、神權天皇制下の国家主義・軍国主義の精神的支柱として、最盛期をむかえることになり、その支配は、宗教、教育、軍事および治安の各政策を通じて行われた。こうして大半の宗教は国家神道に完全に従属し、国策奉仕と戦争協力によって国家神道を補完し、国民を戦争に驅り立てる役割を担わせられた。⁽³⁸⁾

この国家神道最盛期に日本基督教団はどのような経過をたどつてできたのだろうか。宗教団体法案の議会通過（一九年三月）に伴つてキリスト教界でも対策を協議する必要は感じられ、主として連盟がその任に当たり、懇談会を開いて各教派の連絡をし、一九四〇年一月に「文部省当局との折衝に当たる」ために宗教団体法特別委員会を組織して教会合同委員会をも設け、具体的方法を協議した。九月には各教派諸団体の協議会が開かれて外国との関係を完全に断絶して教派の合同を達成すべき方策を議し、合同準備委員会を設けることとし、さらに一〇月十七日に皇紀二千六百年奉祝全国基督教徒大会の開かれる機会に全教派合同を宣言することを決めた。⁽³⁹⁾

一九四〇年一〇月一七日の紀元二千六百年奉祝全国基督教徒大会は二万人が集まつた。この時の「天皇陛下の万歳を寿ぎ奉る」宣言文は連盟内外の時代認識を示している。そこでキリスト教徒もまた「国民精神指導の大業に参加し」「大政翼賛」と「忠誠報國の誠」を果たすべく、(1)福音による救靈、(2)合同の完成、(3)道義の向上を掲げた。しかしこれはキリスト教の汚辱と敗北の宣言ではなかつたか。林達夫は後年次のように批判した。「往昔の切支丹転びなどよりは比較にならぬほど低俗な精神で行われた一種の破廉恥行為、極端に言えば宗教的自殺行為であつた。一人でも、良心の苦しみを、内的苦悶を我々に吐露してみせた信者があつたろうか」。⁽⁴⁰⁾

宣言の翌日から教会合同準備委員会が各教派代表者によつて構成され、議長は阿部義宗、副議長は富田満で八回の議を重ね、とりあえず部制を採用することに決めた。こうして一九四一年六月一四、一五日の両日東京富士見町教会を会場として日本基督教団創立総会を開いた。この時全教派の代表は君が代斎唱、宮城遙拝、戦没者への默祷をおこない、天皇制国体への忠誠を唱える宣誓をおこなつた。教団統理者として富田満を推した。一月二十四日付をもつて

認可が与えられ、じこに宗教団体法による日本基督教団が発足した。一九四一年一月、教団は部制の解消を決議した。日本のキリスト教全体が一つの「一君万民」という国体の本義に添ひ、日本のキリスト教の樹立を明確にし、教会の信仰と政治の主体性（自律性）が骨抜きにされたのである。⁽⁴¹⁾ その延長として教団は四四年に「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」を発送したのである。更に政府は一九四四年四月に日本基督教台灣教団を、一九四五五年七月に日本基督教朝鮮教団を組織させ、植民地教会をその支配下におこなうとしたのである。

戦時下的キリスト者の受難と証言

治安維持法は一九四一年三月に改訂され、国体の変革、私有財産制の否定のみならず、神宮、皇室の尊厳を冒涜する者も处罚の対象とし、また予防拘禁を認めた。これによつて天皇制国家の方針に合致しない者を容赦なく弾圧することが可能になった。キリスト教界で犠牲になり、投獄されたのは、灯台社、耶蘇基督之新約教会、プリマス・ブレズレン、美濃ミッショソ、日本自由基督教会、セブンスデー・アドベンチスト、ホーリネス系三教会、聖公会、無教会を除くと、その多くが純福音を唱えた小教派の人たちであった。一九三九年六月、灯台社事件で捕らわれた明石順三は、裁判官の前で自分の全存在をかけて、日本の亡國を警告し、天皇信仰を否定した。その独善的ともみえる彼のじこばの中に歴史の真実そして国家神道の圧制下の中で確固とした信仰の告白が語られているのである。⁽⁴²⁾

おわりに

戦前・戦中の日本の教会の歴史はエゼキエル書三三章のオホラ、オホリバ姉妹の姿を想起させる。アッシリア人、バビロニヤ人（国家神道を掲げる政府）を恋い慕つて行つて、偶像で我が身を汚した。その結果一人はアッシリア、バビロニヤに渡され、一人に裁きが下された。日本の教会は国家の戦争政策に同調協力し、教職者が積極的に戦争遂行への奉仕を実行した。侵略戦争に追随して占領地域への布教活動までもおこなつた。⁽⁴³⁾ 国家との関係において教会はなぜここまでおちたのであらうか。その原因はキリスト教徒のナショナリズムである。キリスト教徒のナショナリズムが日本の戦争をそのまま肯定是認して、平和に関心を抱かなかつた。このナショナリズムによつて教会が国家にすり寄つて行つて、国家に認められたいとする姿勢に現れたのである。国家神道の圧制の状況で、教会またキリスト者がどのように振る舞うべきかについて、神学的に考へているはずの神学者の多くが、その神学を国家神道に合わせた混合神学・日本のキリスト教を作り上げて教会を指導したのである。ドイツから抵抗の神学を学んだ神学者達も挫折したので、一般の牧師・信徒は混迷に陥つたのである。⁽⁴⁴⁾

戦前・戦中の教会の歴史は、何が起つてゐるかという事に対する洞察力の欠如、預言者の精神の不在、何よりも十戒に対する背反、社会科学的認識の未成熟、さらには主のために苦難に堪える精神の希薄などを露呈する。教会は十分な神学的信仰的検討をしないで国家神道に従属したのである。もし教会が自らの信仰告白と相容れないものを厳密に斥け、それを守ることができるなら神の主権に立つた抵抗となり、それは侵略戦争批判に繋がつたのではない。しかし教会の敬虔主義的信仰理解のために、魂の内面に向けられたが、歴史や國家などの客観的な面からは身を引くという片寄りすぎた心靈性と臆病な個人主義に陥つたのである。⁽⁴⁵⁾

戦前・戦中の教会は日本基督教連盟によって、国内と国際関係は指導された。宗教団体法と日本基督教団成立のイニシアチフをとつたのは連盟の幹部達であり、その責任は重い。連盟のルーツは万国福音同盟であるが、その信仰は

発足当時の福音的なものから日本のキリスト教に変身したのである。⁽⁴⁶⁾ そして政府と連盟の声に従つた日本の教会をおおつていただのは過度の受動性であった。その結果、対外的にはアジア諸国とその教会に対しても隣人愛の欠如を露呈したのである。

注

- (1) 金田隆『戦時下キリスト教の抵抗と挫折』(新教出版社、一九八五年)六頁。
- (2) 岩手靖国違憲訴訟を支援する会編『岩手靖国違憲訴訟戦いの記録 石割り桜の「」といへ』(新教出版社、一九九一年)一七九頁。
- (3) 土肥昭夫『日本プロテスタンント・キリスト教史論』(教文館、一九八七年)一五〇一五一頁。
- (4) 同書 一五一一五六頁。
- (5) 川島武宜『イデオロギーとしての家族』『世界』主要論文選編集委員会編『世界』主要論文選一九四六一九九五 戰後五〇年の現実と日本の選択』(岩波書店、一九九五年)二二〇二二一頁。
- (6) 同志社大学人文科学研究所編 土肥昭夫／田中真人編著『近代天皇制とキリスト教』(人文書院、一九九六年)一八頁。
- (7) 隅谷三喜男『日本社会とキリスト教』(東京大学出版会、一九五四年)四八五六頁。
- (8) JPC研究調査専門委員会編『聖書信仰と日本の精神風土 墓園神社法案の源流をさぐる』(日本プロテstanント聖書信仰同盟、一九七一年)一一一頁。
- (9) 土肥昭夫 前掲書、一五七頁。
- (10) 金田隆 前掲書、八頁。
- (11) 隅谷三喜男 前掲書、三七三九頁。
- (12) 金田隆 前掲書、八九頁。
- (13) 隅谷三喜男 前掲書、四一四五頁。
- (14) 富坂キリスト教センター編『近代天皇制の形成とキリスト教』(新教出版社、一九九六年)三三八三三九頁。
- (15) 土肥昭夫 前掲書、一五九頁。
- (16) 国田穂一・田中真人 前掲書、三三〇頁。
- (17) 土肥昭夫／田中真人 前掲書、九一九三頁。
- (18) 雨宮栄一・森岡巖編『日本基督教団五〇年史の諸問題』(新教出版社、一九九〇年)四五頁。
- (19) 飯沼一郎・韓哲聰『日本帝国主義下の朝鮮伝道』(日本基督教団出版局、一九八五年)八七頁。
- (20) 映画『侵略』上映委員会編『日本は朝鮮になにをしたの シリーズいま伝えたい 1 朝鮮侵略』(明石書店、一九九一年)一〇一三三頁。
- (21) 土肥昭夫『日本プロテスタンントキリスト教史』(新教出版社、一九八〇年)三一一一頁。
- (22) 富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料』一九一三一九四五(新教出版社、一九九五年)八一八頁。
- (23) 飯沼一郎・韓哲聰 前掲書、一〇一頁。
- (24) 安藤肇『あるキリスト者の戦争体験』(日本Y.M.C.A同盟出版部、一九六三年)六八七三頁。
- (25) 金田隆 前掲書、一五一六頁。
- (26) John M. L. Young, *The Two Empires in Japan* (Philadelphia: The Presbyterian and Reformed Publishing Company, 1961), p. 75.
- (27) 韓國基督教歴史研究所著 韓哲聰・咸田雅也監訳『韓國キリスト教の歴史と抵抗』(新教出版社、一九九五年)四五(新教出版社、一九九五年)。
- (28) 朴永昌『正義がわれを呼ぶ時』(新教出版社、一九八〇年)一三九一四一頁。
- (29) 丸山真男『日本の思想』(岩波新書、岩波書店、一九六一年)一一一頁。
- (30) 古屋良雄・土肥昭夫・佐藤敏夫・八木誠一・小田切雅也『日本神学史』(ヨルダン社)八六頁。
- (31) 井上良雄『戦後教会史と共に』(新教出版社、一九九五年)二三四二五頁。

- (46) (45) (44) 金田隆一『昭和日本基督教會史』天皇制と十五年戦争のもとで（新教出版社、一九九六年）一一五頁。
- 中原賢次『基督學生運動史 昭和初期のSCMの闘い』（日本YMCIA同盟出版部、一九六一年）一八六 一八七頁。
- 安藤肇 前掲書、八九 九〇頁。
- 同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究－キリスト者・自由主義者の場合』（みすず書房、一九六八年）一四四 一四五頁。
- 土肥昭夫 前掲書、三四四 三四五頁。
- 同志社大学人文科学研究所編 土肥昭夫／田中真人編 前掲書、一二五、一二四 一三六頁。
- 岩手靖国違憲訴訟を支援する会編 前掲書、一八三 一八六頁。
- 石原謙『日本キリスト教史論』（新教出版社、一九六七年）一二四頁。
- 『朝日新聞』一九九四年一〇月一七日号夕刊。
- 日本同盟基督教団靖国問題特別委員会『もつと知りたい Q&A 「百周年記念悔い改めの宣言」の解説』一六頁。
- 土肥昭夫 前掲書『日本プロテスタンクトキリスト教史』四〇三 四〇七頁（四二）家永三郎『戦争責任』（岩波書店、一九八五年）二九一 二九三頁。
- 海老沢有道・大内三郎共著『日本キリスト教史』（日本基督教団出版部、一九七〇年）六〇〇頁。
- 日本基督教団「教職者懇談会」編『合同教会としての日本基督教団その教派的伝統と特質をめぐつて』（新教出版社、一九八九年）一二、二〇〇頁。
- 新キリスト教辞典常任編集委員『新キリスト教辞典』（いのちのいじば社、一九九一年）八一五頁。

（長津田キリスト教会牧師）